

役員報酬規程

一般社団法人新金属協会

(目的)

第 1 条 この規程は、常勤役員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(給与の種類)

第 2 条 報酬の種類は、次のとおりとし、本給は月給制とする。

- (1) 本給
- (2) 特別手当

2 本会が必要と認めるときは、前項に定める報酬以外の報酬を支給することがある。

(報酬の支給日)

第 3 条 報酬の支給日は、次のとおりとする。ただし、その日が休日に当るときは、その前日に支給する。

- (1) 本給の支給日は、毎月 25 日とする。
- (2) 特別手当の支給日は、当年 6 月 10 日及び 12 月 10 日とする。

2 死亡、退職その他特別な事情がある場合は、前項の支給日以外の日に前項の報酬を支給することがある。

(報酬の支払方法)

第 4 条 報酬は、法令にもとづいて控除すべき金額等を控除した残額を本人に支給する。

(本給の額)

第 5 条 本給の額は、次のとおりとし、会長は、これをもとに支給額を定める。

- 1, 250, 000円
- 1, 200, 000円
- 1, 150, 000円
- 1, 100, 000円
- 1, 050, 000円
- 1, 000, 000円
- 950, 000円
- 900, 000円
- 850, 000円

2 月の中途に役員受給資格の得喪を生じたときの本給の額は、前項の額とする。

(特別手当)

第 6 条 常勤役員の特別手当は、本給月額に会長が定めた支給率を乗じた額とする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。